

技術仕様勧告に関する規定

平成 19 年 3 月 22 日 作成

(目的)

第 1 条 本規定は、フォーラム委員会が作成した技術仕様の利用を、本会が広く製造業、製造業に関連した I T サービス企業、そしてその他の中立的な機関に対して勧告するための手順を定める。

(勧告案の作成)

第 2 条 勧告すべき技術仕様の内容（以下、勧告案という）は、フォーラム委員会（P S L Xフォーラム）の技術部会が作成する。

2. 勧告案は、技術部会の委員の 3 分の 2 以上（代理人又は委任状を含む）の投票によって議決を行うものとする。

(パブリックレビュー)

第 3 条 勧告案は、本会における勧告に先立ち、一定期間のパブリックレビューを行わなければならない。

2. パブリックレビューによって寄せられたコメントは、技術部会によって審議し、妥当性の認められるものは、勧告案に反映させなければならない。

(議決)

第 4 条 フォーラム委員会の技術部会にて承認された勧告案は、フォーラム委員会の委員の過半数（代理人又は委任状を含む）の議決と、理事会の承認を経ることにより、本会の勧告とすることができる。

(勧告内容の改定)

第 5 条 勧告された仕様の内容は、5 年以内に、再度フォーラム委員会の技術部会において見直し、内容の改定もしくは仕様そのものの削除を行わなければならない。

2. 内容を改定する場合には、改定された勧告案を作成し、第 2 条、第 3 条、第 4 条に従った手順を踏まなければならない。

3. 勧告仕様を削除し勧告を取り消す場合には、第 4 条の手順にしたがった議決を行わなければならない。なお、5 年以内に改定されない勧告仕様は、自動的に削除される。

(付則)

本規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

以上